

育児休業からの復帰期限・求職活動における認定期間の変更について

新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請に伴い、児童の入所期間について、次のとおり取扱いを変更します。(この取扱い内容の変更は、令和2年度4月入所のみに対応となります。)

■育児休業からの復帰期限について

- ・育児休業明けで4月入所されている方は、5月31日までに育児休業から復帰していただく必要がありましたが、この復帰期限を8月31日まで延長します。復帰日を変更される方は、次のとおり手続きしてください。

変更後の復帰期限：令和2年8月31日（月）まで

手続き方法

- ・「育児休業の延長に係る申立書」を提出期限までに提出してください。
- ・復帰日を9月以降とし育児休業を延長される方については、保育所等の入所要件を満たさなくなるため、退所の取扱いとなりますので、「退所届」の提出をお願いします。
- ※ 用紙は、各保育所等、市保育課または市ホームページからダウンロードできます。

■求職活動における認定期間について

- ・求職活動で4月入所されている方の認定期間は、5月31日（就労開始日は6月1日以前）までとしておりましたが、この期間を8月31日（就労開始日は9月1日以前）まで延長します。求職活動を継続し、認定期間の延長を希望される方は次のとおり手続きしてください。

変更後の認定期間：令和2年8月31日（月）まで

手続き方法

- ・「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定変更申請書」を提出期限までに提出してください。
- ・認定期間の延長を希望しない方は、「退所届」の提出をお願いします。
- ※ 用紙は、各保育所等、市保育課または市ホームページからダウンロードできます。

■提出方法・提出期限

- ・期限までに、各保育所等または市保育課（郵送可）へ提出してください。
（郵送先：豊川市役所 子ども健康部保育課 〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地）

提出期限：令和2年5月20日（水）まで（必着）

■その他

- ・登園自粛要請期間終了後の保育料・給食費等については、通常どおり発生します。
- ・この取扱いは、今後の感染拡大状況により変更する場合があります。

（市ホームページ）

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/kosodate/portal/azukeru/hoikusho/nyuusho/hoikuka20200501.html>

